

第35回かみす桜まつり出店事業者募集要項

1 目的

第35回かみす桜まつりにおいて、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）及びテント出店による飲食物の提供や物品販売を行うことにより、イベントにおけるにぎわいの創出と魅力の向上を図る。

2 イベント概要

第35回かみす桜まつりイベント

日時：令和8年3月28日（土） 10:00～16:00（出店は17:00まで）

※雨天決行、荒天中止

場所：神之池緑地（神栖市役所分庁舎脇）

内容：子ども向け遊具の設置、ショーなどイベント実施

来場見込：約3,000人

3 募集内容

（1）出店日 令和8年3月28日（土）

（2）出店場所 神之池緑地園路

別紙「出店場所図」のとおりとし、出店位置は抽選にて決定する。

（3）営業時間・搬入搬出時間

①営業時間：10:00～17:00まで

②搬入時間：9:00～9:30まで ※準備は当日の朝のみ

③搬出時間：営業時間終了後

※営業時間終了まで車両移動はできません。

※搬入・搬出の詳細については、出店事業者に別途通知します。

（4）出店サイズ及び募集数

①キッチンカー：12台程度

※主たる販売品目の種類が主食・軽食を7台程度、甘味・飲料を5台程度

②テント出店：3店舗程度

※1区画あたりの面積は概ね2間×3間（3.565m×5.34m）とする。

（5）出店料

無料

4 募集スケジュール

応募から出店までのスケジュールは以下のとおりとする。

No.	項目	期日等	備考
1	応募締切	令和8年2月27日（金） 17：00まで	(一社) 神栖市観光協会 へ申請書を提出
2	選定結果通知	令和8年3月9日（月）頃	メールにて通知
3	辞退締切	令和8年3月13日（金） 17：00まで	(一社) 神栖市観光協会 へ参加辞退届を提出
4	出店	令和8年3月28日（土）	

5 応募について

（1）応募要件

出店枠数に限りがあるため、キッチンカー出店およびテント出店を通じて、同一事業者（代表者名、屋号、電話番号、所在地、メールアドレス等を総合的に勘案して判断する。）による応募は、1事業者あたり1店舗（1台）までとする。

なお、主催者は必要に応じて応募内容の確認を行う場合がある。

【キッチンカーによる出店】

応募要件は、次の要件すべてを満たす者とする。

- ①応募者はキッチンカー事業者であること。
- ②茨城県内でキッチンカーの営業に係る必要な許可を有すること。
- ③販売する商品は、飲食店営業（ただし、自動車営業に限る）として、茨城県内の食品営業許可を得ている飲食物のみとする。ただし、酒類たばこ、青少年に有害と思われるもの、コピー商品などの市が不適当と判断したものは販売禁止とする。
- ④食品衛生責任者の資格を有する者が1名以上いること。
- ⑤食品衛生法に基づき、H A C C P（ハサップ）に沿った衛生管理ができ、衛生的に販売品を取り扱うことができる。
- ⑥生産物賠償責任保険（P L 保険）への加入など事故発生時に十分な対応ができる措置を講じること。
- ⑦キッチンカー事業者及び従業員は、神栖市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。

【テントによる出店】

応募要件は、次の要件すべてを満たす者とする。

- ①出店用機材等（テント、机、発電機等）は出店事業者が用意すること。
- ②販売品目は飲食物、生活用品、子ども向け玩具等の販売などに限る。

ただし、酒類たばこ、青少年に有害と思われるもの、コピー商品などの市が不適

当と判断したものは販売禁止とする。

- ③食品出店の場合、食品衛生法に基づく営業許可を有しているもの。
- ④食品出店の場合、食品衛生責任者の資格を有する者が1名以上いること。
- ⑤食品出店の場合、食品衛生法に基づき、H A C C P (ハサップ)に沿った衛生管理ができ、衛生的に販売品を取り扱うことができるここと。
- ⑥任意の賠償責任保険への加入など事故発生時に十分な対応ができる措置を講じること。
- ⑦テント出店事業者及び従業員は、神栖市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。

(2) 提出書類

キッチンカー出店者	テント出店者
<ul style="list-style-type: none">・かみす桜まつり出店申込書兼誓約書・開店状態がわかる写真・食品営業許可証の写し・自動車検査証の写し・生産物賠償責任保険(P L保険)の写し	<ul style="list-style-type: none">・かみす桜まつり出店申込書兼誓約書・開店状態がわかる写真・営利目的の食品出店の場合、食品衛生法に基づく営業許可書の写し

(3) 応募方法

上記提出書類をメール、FAXまたは持参で下記に提出すること。

- ・メールでの応募の場合は、メール送信済みの旨電話にて連絡すること。
- ・持参での応募の場合、受付時間は土日祝日を除く9:00から17:00まで

(提出先) 一般社団法人 神栖市観光協会

〒314-0343 茨城県神栖市土合本町5丁目 9809-527 2階
神栖市商工会波崎支所

TEL: 0479-26-3021 / FAX: 0479-26-3041

メール: info@kamisu-kanko.jp

(4) 応募締切

令和8年2月27日(金) 17:00まで(必着)

6 出店者の選定

(1) 出店事業者の選定方法等

- ①市は応募内容を確認し、応募要件を満たしていると認められた場合は、その応募者を出店事業者とし、出店位置については抽選により決定する。
- ②応募者が募集を上回った場合は、抽選により選定するものとする。また、キッチンカー出店者において、主たる販売品目の種類ごとの応募が募集を上回った場合は、種類ごとに抽選のうえ選定する。
- ③上記抽選方法等については、応募締切後に別途通知する。

(2) 結果通知

結果通知は、応募者に対し出店申込書に記載された連絡先へ電子メール等にて送付し、併せて、搬入・搬出、出店場所などを通知する。

(3) 出店の辞退

出店事業者が出店を辞退する場合は、期日までに神栖市観光協会へ書面にて出店辞退届を提出すること。

なお、期日までに出店を辞退した者は、その辞退を理由として以後の市主催のイベントでの出店募集について不利益な取り扱いを受けるものではない。

【辞退締切】令和8年3月13日（金）17：00まで（必着）

7 遵守事項

出店事業者は遵守事項に従うこと。遵守事項や市の指示に従わない場合には、出店許可を取消すことがあります。

- (1) イベント参加者等へ危険がないよう配慮し、安全対策を講じること。
- (2) 食品出店となる事業者は、出店決定通知を受けたときは、速やかに保健所での必要な手続きを行うこと。
- (3) 食品出店となる事業者は、店舗内に手洗い場を設置して消毒できる環境を整え、衛生に十分注意すること。
- (4) 市及び関係機関へ必要書類の提出・届出をする際は、期限を守り、適正に手続きを行うこと。
- (5) 保健所や消防からの検査に対応すること。また、必要な措置を指示された場合は従うこと。
- (6) 出店に係る権利を他人に譲渡または委託しないこと。
- (7) 出店時間中は、市が交付する「出店許可書（出店申込書兼誓約書）」を常に見える位置に提示すること。
- (8) 店の意匠や販売員の服装が周囲の景観と著しく不調和でないこと。
- (9) 営業に必要な電気や水等は、出店事業者が自ら用意すること。
- (10) 火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。
また、イベント参加者等の迷惑とならないよう、騒音、振動、異臭等の発生防止に努めること。
- (11) 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店事業者の責任において対処すること。
また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を市へ報告すること。
- (12) 政治的又は宗教的な勧誘活動及び宣伝活動を行わないこと。
- (13) 出店事業者は、自己都合により出店を中止する場合は、市へ報告すること。
- (14) 出店事業者は、出店場所その周辺を適宜清掃し、美化維持に努めること。
- (15) 出店事業者が排出したごみは出店事業者が持ち帰り、処分すること。
- (16) 出店により生じた排水は、出店事業者が持ち帰り、処分すること。
- (17) 食品のアレルゲン表示を適切に行うこと。

- (18) 食中毒が発生した場合は、食品衛生法等に基づく対応をするとともに、速やかに市へ報告し、出店事業者の責任のもと誠意をもって対処すること。
- (19) イベント会場にごみ箱の設置はありません。出店事業者から商品を購入したイベント参加者がごみを不法投棄しないよう対策を講じること。
- (20) 出店事業者は、この要項のほか、「第35回かみす桜まつりイベント出店要項」やその他法令等も遵守すること。

8 その他

- (1) 市に提出された書類の返却には応じない。
- (2) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 必要に応じて、市から追加書類等の提出を求められた場合は対応すること。
- (4) イベントの中止、出店が取消しとなった場合、市及び（一社）神栖市観光協会からの補償は一切ありません。
- (5) 過去に市有地や市の主催のイベントの出店で当募集要項「7 遵守事項」に違反した者は、応募を認めない場合があります。
- (6) 本要項に定めのない事項については、市と出店事業者で協議する。

9 問合せ先

神栖市 産業経済部 観光振興課

T E L : 0299-90-1217 F A X : 0299-90-1226

E-mail : kanko@city.kamisu.ibaraki.jp